

「上田市自治基本条例の検証にかかる中間提言」に対するパブリックコメント

番号	ご意見	検証委員会の考え方
1	<p>上田市職員の姿勢が全く変わっていない事が指摘されていない</p> <p>今回の自治基本条例の基本理念を行政の一人一人が理解できていない。</p> <p>基本理念は行政・議会・市民は全く同じ土俵でフラットなレベルで上田市にある課題を解決する事にあります。</p> <p>残念ながら小生は事ある度に（例：上田市総合 10 年計画報告会で市長以下全部長が参加された説明会の折）この指摘をさせて頂いていますが職員の行動パターンに全く変化がありません。</p> <p>行政の職員の方々には定期的な異動があるのは良いことだと思います。その代わりにその方々は新しい分野に行ったら全くの素人である事を自覚して欲しい。市民は其々の分野で長年その事業・活動に携わった人が沢山います。行政で考え新しい事業をする時には市民のその分野の苦労人の意見をしっかり把握してから、最終設計をするようにして欲しい。現在すでに実行している事でも市民の中に入り真黒になって苦労人の意見・希望を受け止め、勇気を持って方向転換も含め実行して欲しい。そうすれば上田市はもっと活動的な街になると信じます。</p>	<p>今回の検証においては、条文ごとにこれまでの取組状況や上田市の自治にふさわしい規定であるかなどを中心に確認し、提言としてまとめました。</p> <p>提言項目をはじめ、条例の基本理念実現のために必要なことは、まずは市職員の条例の理解と意識、そして行政の率先した取組であることは言うまでもありません。</p> <p>最終提言では、全体に関わる意見として付すこととしています。</p>
2	<p>基本理念の一つである協働を進めていく上での課題及び解決策について提案します。</p> <p><u>行政との協働</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治の根幹は住民自治であり、行政機関は住民に奉仕するものであって、住民との間で「対等」にはなり得ない（共通課題） ・「協働」とは、住民の必要によって実現するもの（「協働」の”主語”は住民） ・人間らしく暮らせる社会構造のために住民の地域自治の力や一人ひとりの力をいかに高めるか ・「知る権利」「伝える権利」「個人情報保護する権利」の確立 ・住民の生活や要求が見えにくくなっている。 	<p>協働を推進するための貴重かつ具体的な御提案であり、今後の取組の参考となるよう、市担当課に伝えてまいります。</p>

番号	ご意見	検証委員会の考え方
2 (続き)	<p>考えられる解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての公務員が「全体の奉仕者（憲法第 15 条）」であることを意識することが重要（特に基礎自治体における公務員は、住民の「ナマの声」に基づいて奉仕労働する者） ・行政側は、住民からの「協働」へのアクセスを常に確保しておく ・公的社会教育機関としての公民館の役割（暮らしの課題や地域の課題を提起し、学習を組織する）を取り戻す＜学習権の公的保障＞ ・市等の「出前講座」の有効活用 ・役所がデータの内容を分かりやすく伝える説明義務を果たす ・行政が積極的に情報発信する ・行政職員数の削減、権限のない非正規職員の増大、憲法順守義務を持たない事業者への安易な事務委託を見直す 	
3	<p>近年、上田市においても、少子化に伴う人口減少の傾向と同時に高齢化が進行しており、様々な分野において、解決を図らなければならない課題が山積しています。また、地方分権が進んで「地方のことは地方で責任を持つ」とする自己決定、自己責任が市町村には求められています。</p> <p>このようなことを背景に、自治の基本単位の再構築を目指して、平成 18 年 3 月 6 日に上田市、丸子町、真田町、武石村の旧 4 市町村が分権型合併し、新生「上田市」が発足しました。以来、市民自治の確立と地域内分権による地域の自治の確立を目標としながら、様々な取り組みを行ってきました。その一つに自治の基本となるルールを定めた「上田市自治基本条例」が制定され、平成 23 年 4 月 1 日から施行となりました。</p> <p>子どもたちが希望を、高齢者が生きがいを、障害者が生きる喜びを、そしてすべての人が幸せを自分自身の歩みの中で感じることができるような地域社会をつくるためには、自治の中心である住民一人ひとりの参加が必要であり、みんなが等しく参加できる共同の場が豊かに展開されなければなりません。日常的な住民参加が豊かに行われるほど住民自治が強まり、良い自</p>	<p>いただいた住民自治や職員の責務等に対する御意見は、自治基本条例制定の根幹に通じる考え方と思われます。</p> <p>今後の取組の参考となるよう、市担当課に伝えてまいります。</p>

番号	ご意見	検証委員会の考え方
<p>3 (続き)</p>	<p>治体（上田市）ができていきます。</p> <p>住民の意思に基づいて自治体(市)が仕事をする、つまり「住民自治」をつらぬくという本来の意味を持ったものとして進められるためにも、誰もが参加できる仕組みが必要です。自治の基本理念の一つに掲げる「地域内分権」の終着点に位置付けられている「住民自治組織」が設立されることは、住民参加システム改革の一つの手段であると期待します。そこで、そのことが実行あるものとなるための必要条件の一つとして以下の点を強調し期待します。</p> <p>上田市自治基本条例第2条第3号(自治)の逐条解説で述べられている「住民自治」「団体自治」(地方自治は、国民主権を、地域社会において実現しようとするもので、<u>二つの原則</u>から成り立っている)の視点に立ち、自治体職員は市の発展のカギを握っています。自治体職員がそれぞれの職場で力を合あわせ、住民と共に、政策と行政を生き生きと発展させる立場に立って努力することが、強く求められています。 <職員の責務></p> <p>(地方自治体の日常的な活動は、自治体職員によって担われています。住民の暮らしにかかわる諸活動は、各分野の職員によって遂行されています。また、住民の暮らしを守るための各分野の行政施策は、職員によって発案され、政策として体系化され、実行されます。職員は日々、住民の立場に立って、創意に富んだ政策を提起し実現に努力するかどうかは、暮らしと人権を守るという地方自治の目的を達成していくためにも重要な条件です。)</p> <p>一方、地方自治の担い手としての住民の主体形成が大きな課題であり、地域の自治力や一人ひとりの力を高めていくためには行政の支援が特に必要です。</p> <p>暮らしの課題や地域の課題を提起し、学習を組織する公民館(社会教育)活動等の再構築を望みます。</p> <p>また、地域内分権推進の第4ステージの取り組みの一つに「地域担当職員の配置」がありますが、配置人数と職員の力量が大きく影響すると思います。十分ご検討下さい。</p>	